

批評と紹介

朝鮮の道路

(三)

三浦 馨 雄

○日韓併合後の道路

前述の李朝時代に於ける道路改修計畫は、各方面の内に

て最も急施を要するものと認められた一部小區間の道路に對して、斷片的に施行したに過ぎないから、朝鮮全土に亘つて統一された改修計畫ではなかつた。夫れ故朝鮮總督府設置直後先づ以て道路網を確立して、交通運輸の實情を察し緩急を考慮して其の對策を練り、主要路線二十六線、延長五百八十七里五分を選定して、其の修築を企畫し、總工

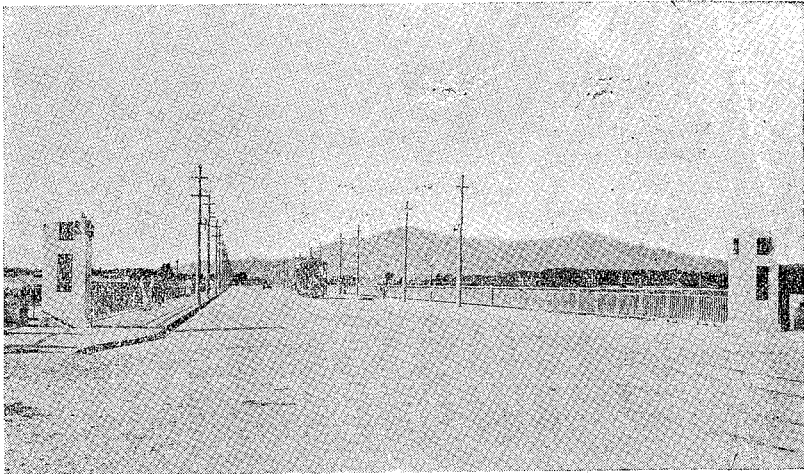
着手したのである。

然るに其の後財政の都合に依つて、數次に亘り事業の繰延が行はれ、且つ發展の實情及經濟事情の變遷に伴つて、計畫の一部を變更すると共に、出來得る限り經費の節約を計りて改修里程の増加に努めた結果、繼續年度を大正六年迄七ヶ年に延長し、三十四線延長六百八十五里の改修と、漢江橋の架設とを實施したのであつて、之を表示すれば次

の通りである。因に此の表には豫定延長と工事費の豫算も書けばよいのであるが、茲には之を省略する。

次に第二期治道計畫は第一期事業の最終年度の大正六年以降六年繼續事業として、其の路線の數二十一線、延長四百七十八里八分の改修と、特殊橋梁九ヶ所の架設とを合して計畫せられ、其の總工費七百五十萬圓を豫算計上せられたのであつた。

此の計畫及豫算を以て施行中であつた處、大正七年以降物價及勞銀が非常に騰貴した爲に、改修工事が嵩み即ち大正五年の豫編成當時に比べて、大正九年は物價が二



倍九分餘、勞銀が三倍九分餘となつたのである。加之尙時勢の進運に見る所あつて、昔から慣行し來つた用地寄附と夫役賦課等を廢止した爲に豫定計畫に對しては多大な工費の不足を示した。夫れ故豫算額では到底豫定通りの大正十一年度迄には竣功することが出来ない。即ち大正十一年度迄に施行したものは、道路改修橋二百五十七里六分と大同江橋工事と圖の一部に過ぎない。然し此の中には旱害救濟の爲の大正八、九年度に於て土工のみを施行して、構造物及岩石切取工事を残した道路延長五十四里六分をも含んで居る。

從て殘部の道路二百二十一里二分及特殊橋梁八ヶ所を完成する爲に、

第二表

第一期治道工事概況表

路線名	等級	實施延長 里 町	工事費	工事費支出年期
清津、會寧線	一	二二・二二	四一〇、六六四・六七	明治四四年—大正二年
平壤、元山線	一	五八・二七	一、〇二〇、二五三・七八	明治四一—大正二
京城、元山線	一	五七・〇〇	三七、三四四・七六	大元—大七
海州、載寧線	二	一三・三〇	一九四、八七五・一八	明治四一—大正二
安州、滿浦鎮線	二	六一・二一	九〇一、一九七・三五	大元—大八
清州、陰城線	二	一〇・二二	一三九、四六二・五〇	明治四一—大正二
晉州、尙州線	二	四七・〇九	五二四、九二五・六〇	明治四一—大正二
利川、江陵線	二	五二・二九	六六四、三五四・八九	大元—大六
順天、全州線	二	三三・三〇	三五一、一一九・一九	明治四一—大正二
利川、長湖院線	一	七・〇七	一一二、八九七・五八	大元—大正二
城津、甲山線	二	一七・〇三	一五三、六四七・四一	明治四一—大五
新浦、惠山鎮線	二	五四・〇〇	四九九、八二〇・一四	大元—大七
雄基、慶興線	一	九・二七	一三五、一三七・三三	大元—大正三
京城、利川線	二	一五・二四	二一七、四七一・七二	大元—大正四
公州、論山線	一	八・一五	八一、八七四・五二	大元—大正二
忠州、陰城線	二	七・一一	六八、六四五・九九	大正二
會寧、行營線	一	五・三〇	八九、九五三・二八	大正—大正三

行營、穰城線	一	一四・二八	一四二、五〇七、四八	大二—大四
城津、北青線	一	一五・二二	二八一、八六七、七二	大二—大五
河東、院田線	二	七・二五	八二、七三八、五〇	大二
公州、鳥致院線	二	六・一八	四一、八〇五、五三	大二—大三
輸城、茂山線	二	一四・〇〇	二〇三、五四〇、七四	大三—大四
尙州、忠州線	一	一七・一五	三一〇、一八二、七五	大二—大五
京城、春川線	二	二二・〇〇	八九、九六三、〇六	大三
順天、麗水線	二	八・〇〇	三五、九二三、八四	大三
忠州、長湖院線	一	八・〇〇	五一、〇八〇、〇一	大三—大四
城津、吉州線	一	一〇・〇〇	一〇、一三二、六二	大三—大四
元山、長箭線	二	二七・〇〇	三七、三九一、二〇	大三—大四
孟中里、雲山線	二	六・〇五	三六、六一一、六九	大三—大四
行營、慶興線	二	七・〇四	一〇七、三〇二、五八	大四—大五
天安、洪城線	二	一五・三四	二九、九八四、三七	大四
論山、全州線	一	二・〇七	一一、九五六、〇〇	大四—大五
大邱、尙州線	一	一八・〇〇	五二、六五四、三三	大五—大六
水原、小井里線	一	三・〇三	二〇、〇三〇、二一	大五—大七
京城、京街	一		七一七、四七七、八六	明四四—大七
漢江架橋			八三二、五九六、二九	大四—大七
工事費計			八、六九九、三八二、六七	明四四—大八

俸給事務費計

第二期へ繰越費

合 計

三四線

六八七・〇〇〇

一三六

一、三〇〇、〇〇〇・〇〇

明四四一六七

六一七・三三

一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

明四四一六八

工費豫算一千四百八十七萬圓の不足を見るに至つたのである。仍て既定計畫中當分施行を見合せることが出来る道路百三十八里二分と特殊橋梁五ヶ所を中止し、豫算の不足を補ふと共に、一方地方發展に伴つて經濟上差置くことの出來ない路線十一里六分と、夫役の豫定であつた路線十七里

換を要する箇所に対しては、少くとも半永久な強固な工法を採用する方針の下に、第一次として、既成橋梁であつて改良すべきものの内、總延長の約三分の一を施工したのであつた。以上の総工費豫算は二千七百六十七萬圓の巨額を計上したのである。

七分及國境警備開發上急施を要する、國境道路七十七里八分の改築工事を追加した結果、改築延長は四百四十里七分

而して大正六年度以降十二ヶ年繼續事業に更め、大正十一年度以降年額三百萬圓宛を支出することとなつた。

の修築工事を施行することとなつた。此の外既設木造橋梁であつて、架設後相當年數を経過し、頽廢の著しく、逐年修繕架換を要するものが又多くなつて來、加ふるに高速度交通機關が発達増加して來たので、破損の程度も一層急激となつて、其の維持が眞に困難となつた。夫れ故可及的架換主義に依るのを得策と認めて、常には流水を見ない簡所に對しては、洗越張石又は搔均しの工法を施して、絶對架

右の如き支出をして七ヶ年間に豫定の工事を完成させる積りで進行中であつたのに、財政の關係上大正十一年度に二十七萬圓、同十二年度に百三十三萬圓、同十三年度に二百五十四萬圓、同十四年度に二百五十萬圓、計金六百六十四萬圓の年度額を繰延べ、其の完成期を大正二十二年度迄延期した結果、第二期治道工事の進捗は著しく遅延したのである。其の爲に大正六年度から大正十四年度迄九ヶ年間

に竣功した工程は、道路延長二百九十四里二分、特種橋梁一ヶ所、橋梁改良六十七ヶ所であり、其の支出額は一、二、百三萬五圓であつた。

尙其の残工事に對しては引續き實施中であつた處、大正十五年になつて更に國境開發と警備上、最緊要施工を要する區間百三十五里の國境道路の改修を追加することとし既定豫算殘額一千五百六十三萬九千九百九十五圓に對して新に五百六十六萬五圓を追加計上して、其の總豫算額を二千三百三十萬圓に改正し、大正十五年度以降十ヶ年繼續事業としたのである。

然るに、其の後豫算計畫に改廢の必要を生じて、總延長を二千三百八キロメートルに変更し、又昭和五年度に至りて事務費の節約に依り四十六萬圓を節減の上、年度割の一部繰延をなし、竣功期を昭和十一年度とし、更に昭和六年度に於て經濟狀況の變遷に應じて、百二十八萬六千八百圓を節減の上年度割を一部繰り延べ竣功期を昭和十三年度とし目下實施中である

以上の外、旱害救済を目的としての治道工事がある。其の主なるものは大正十三年夏季に於けるものであつて、旱害は酷烈を極め、其の爲罹災民の窮狀は實に忍び難きものがあつたから、之に對する救済は重大視され、種々研究の結果、土木工事を起して罹災民を備役して勞銀を分布し以て生活の一助となさんとする方策に出で、地方開發上最急施を要する土木工事を企畫して、總豫算百五十五萬圓を二ヶ年繼續として計上した。其の實施の結果は、新規改修道路工事に對して五十一萬四千圓を、道路橋梁の補修に對して二十三萬一千圓を、合計七十四萬五千圓を支出して其の目的を達したのである。

又保護政治以來大正十五年迄の二十年間に於て改修した道路の延長は一、二重道路に對して九千三百九十六キロメートル（二千三百九十三里）、三重道路に對して七千五百十四キロメートル（一千九百十三里）にして、其の内、二等道路延長四千七百四十七キロメートル（一千二百七十七里）は國費施行に係り、残りの延長四千六百四十九キロメ

イトル（一千百七十六里）及三等道路の全部は地方で改修されたものである。

元來一、二等道路の改修は國費を以て施行するのが至當のものであるが、地方に於ける運輸交通上急施を要し、到底國費のみの支辨に依る施行を待つことが出来ない状態に在るものは、便宜上地方で改修することを奨励した結果、

地方に於て改修されたものが多く、之に對しては豫算の許す限り國庫補助の給付を爲したが、素より其の額は僅少であつて、大部分は地方費又は夫役を以て施行したものである。三等道路は全く地方で施工したのである。其の地方費支出の状態は次の如くである。

第三表

一、二等及三等道路費道地方費支出額

道名	總金額	年	度	年間	年平均額
京畿道	九〇七、七五五・三四	大正	元 年—昭和 元 年	一五	六〇、五一七・〇二
忠清北道	四九二、六一一・〇五	大正	元 年—昭和 元 年	一五	三二、八四〇・七三
忠清南道	四九九、九八二・三〇	大正	四三年—大正 和 元 年	一六	三一、二四八・八九
全羅北道	一、二三四、八八三・八一	明治	四三年—昭和 元 年	一七	七二、六四〇・二二
全羅南道	一、〇五六、二五四・七〇	明治	四三年—昭和 元 年	一七	六二、一三二・六三
慶尙北道	一、一一二、五九二・二〇	明治	四三年—昭和 元 年	一七	六五、四四六・六〇
慶尙南道	一、一九〇、八四五・四七	明治	四三年—昭和 元 年	一七	七〇、〇四九・七三
黄海道	八二七、五六一・四二	明治	四三年—昭和 元 年	一七	四八、六八〇・〇八

二、修繕費

道名	總金額	年	度	年間	年平均額
平安南道	一、〇七三、三九五・三五	明治四三年	昭和元年	一七	六三、一四〇・九〇
平安北道	一、一八六、一一〇・五七	明治四三年	昭和元年	一七	六九、七七一・二一
江原道	一、〇八六、一六二・七二	明治四四年	昭和元年	一六	六七、八八五・一七
咸鏡南道	一、二六八、六九六・三二	大正二年	昭和元年	一四	九〇、六二一・一七
咸鏡北道	六一七、八二八・七二	明治四三年	大正元年	一五	四一、一八八・五八
計	一二、五五四、六七九・九七	明治四三年	昭和元年	一七	七三八、五一〇・五九
京畿道	一、七二八、九五〇・七二	明治四三年	昭和元年	一七	一〇一、七〇二・九八
忠清北道	四〇二、〇五一・三九	大正元年	昭和元年	一五	二六、八〇三・四三
忠清南道	一、一五〇、三四〇・六八	明治四四年	昭和元年	一六	七一、八九六・二九
慶尙北道	七〇一、一九二・二二	明治四三年	昭和元年	一七	四一、二四六・六〇
慶尙南道	一、二九五、六五一・六四	明治四四年	昭和元年	一六	八〇、九七八・二三
黃海道	六三〇、〇八六・〇七	明治四三年	昭和元年	一七	三七、〇六三・八九
平安南道	七六七、二八五・六九	大正元年	昭和元年	一五	五一、一五二・三八
平安北道	七八〇、五九〇・七〇	明治四四年	昭和元年	一六	四八、七八六・九二
江原道	四〇三、五一〇・三四	大正元年	大正三年	一三	三一、〇三九・二六
咸鏡南道	五五九、四九四・九〇	大正二年	昭和元年	一四	三九、九六三・九二
咸鏡北道	四六四、五五三・九七	明治四三年	大正元年	一五	三〇、九七〇・二六
計	一一、六四〇、〇七三・五一	明治四三年	昭和元年	一七	六八四、七一〇・二一

紹介

一三九

一三九

三、災害復舊費

道名	總金額	年	度	年間	年平均額
京畿道	三五、七五〇・四六	大正一一年—大正一二年	二	一七、八七五・二三	
忠清北道	四七、七五〇・九一	明治四二年、大正一一年—昭和元年	四	一一、九三七・七三	
忠清南道	七三、二五〇・三八	明治四四年、大正一三年—昭和元年	三	二四、四一六・七九	
全羅北道	四五四、二八五・二八	大正九年、大正三年—大正九年	九	五〇、四七六・一四	
全羅南道	五二七、七〇〇・八一	大正九年—昭和元年	七	七五、三八五・八三	
慶尙北道	一六〇、七七七・二三	大正一四年—昭和元年	二	八〇、三八八・六二	
慶尙南道	三三九、四一七・八三	大正一一年—昭和元年	五	六七、八八三・五七	
黃海道	八六、二五六・〇九	大正一一年—昭和元年	五	一七、二五一・二二	
平安南道	四、五〇四・四〇	大正一四年	一	四、五〇四・四〇	
平安北道	九一、四一〇・七〇	明治四四年、大正八年—大正九年	四	二二、八五二・六八	
江原道	一、八二一、一〇四・〇九	明治四四年—大正元年、大正三年、大正八年—昭和元年	一一	一六五、五五四・九二	
咸鏡南道					
咸鏡北道					
計					
一、地方費支出合計					
道名	總金額	年	度	年數	年平均額
京畿道	二、六七二、四五六・五二	明治四三年—昭和元年	一七	一五七、二〇三・三二	
忠清北道	九四二、四一三・三五	明治四四年—昭和元年	一六	五八、九〇〇・八三	

忠清南道	一、七二三、五七三・三六	明治四三年—昭和元年	一七	一〇一、三八六・六七
全羅北道	一、九三六、〇七六・〇三	明治四三年—昭和元年	一七	一一三、八八六・八三
全羅南道	二、八〇六、一九一・六二	明治四三年—昭和元年	一七	一六五、〇七〇・一〇
慶尙北道	二、二七〇、三七九・〇八	明治四三年—昭和元年	一七	一三三、五五一・七一
慶尙南道	二、五三六、三九五・九八	明治四三年—昭和元年	一七	一四九、一九九・七六
黃海道	二、七三八、五七一・一六	明治四三年—昭和元年	一七	一六一、〇九二・四二
平安南道	一、九二六、九三七・一三	明治四三年—昭和元年	一七	一一三、三四九・二四
平安北道	一、九七一、二〇五・六七	明治四三年—昭和元年	一七	一一五、九五三・二七
江原道	一、四八九、六七三・〇六	明治四四年—昭和元年	一六	九三、一〇四・五七
咸鏡南道	一、九一九、六〇一・九二	明治四三年—昭和元年	一七	一一二、九一七・七六
咸鏡北道	一、〇八二、三八二・六九	明治四三年—昭和元年	一七	六三、六六九・五七
總計	二六、〇一五、八五七・五七	明治四三年—昭和元年	一七	一、五三〇、三四四・五六

尙國庫補助額は、道路改修費として二百八十萬四千三十圓、一、二等道路修繕費として百二十九萬七千七百圓を支出して居るのである。

以上の外に夫役又は面等に於て負擔した改修費も相當の額に上つてると思ふが、其の數字は詳かでないから省く。

今迄述べた所に依つて見るのに、昭和元年度迄には、當初道路網を計畫した一、二等道路に對しては約七割を、又

三等道路に對しても約七割に相當するものを完成したのである。其の後も改修費となる道路延長は年々増加すると共に、道路の利用も亦漸次増進して、特に軌近高速度交通機關の使用が頗る發達した結果は、道路面の破損も従つて多く、加之、殆んど毎年水害があつて、之に依る道路の被害を免れず、其の爲の維持復舊には多大の努力と經費を要することは止むを得ないことである。

併も道路の保全是地方開發や交通能力増進上最も緊要なことに屬するを以て、之に對しては夙に多大の意を用ひて居る。其の方策としては、常時修繕と臨時修繕との二種に區分けて専ら其の完璧を期しつゝあるは勿論である。今其の方策の一端を見るに、

一、常時修繕は路面側溝等の維持及小破修繕を施行するに在りて常時不斷の注意を肝要とするものであるから舊來の慣行に依り沿道關係部落をして擔當區域を定め其の區域内の維持修繕を分擔せしむると共に修繕工夫を適當に配置し關係部落民と協力せしめて其の完成を期しつゝあるのである。尙適當の區域に道路監視員を配置し常に道路を巡視せしめ關係部落民を指導しつゝ修路工夫の監督に當らしむるので之等に要する費用は現在専ら道地方費の負擔となつて居る。

二、臨時修繕は災害又は自然破損に依る道路橋梁の大破修繕若くは改築をなすもので總督監理に屬する道路は國費を以て施行するを原則として居る。今試に明治四十四年

度から昭和元年度末迄の一、二等道路修繕費及災害復舊費の支出額を見ると修繕費に於ては五百四十五萬七千三百九十五圓、災害復舊費に於ては八百四十八萬四千七百一圓となつて居て一ケ年百萬圓以内であるから従つて破損に基く補修改築は勿論殆んど例年襲來しないことのない水害の復舊は到底こんな少額では足りないので自然道地方費或は夫役等に依つて應急措置を爲すより外に方法はなく又三等道路の臨時修繕は各管理廳の地方廳が實施するので其の費用の支出額も亦甚だ少額であるから到底修繕の萬全を期することは出来ない故に一方に夫役を用ひることは止むを得ない事實である。地方費支辨の修繕費の一般は前出の第三表によつて参照される通りで平均年額七十萬圓に上つて居る地方費としては相當重い負擔であると云ふを免れないのである。

——未完——